

○恵那市総合計画推進市民委員会設置要綱

平成20年 8 月 8 日 告示第68号

改正

平成26年 3 月31日 告示第63号

平成27年12月11日 告示第144号

平成28年 3 月28日 告示第64号の 3

平成29年 3 月23日 告示第44号の 1

平成30年 4 月 1 日 告示第63号の10

恵那市総合計画推進市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 恵那市総合計画（以下「総合計画」という。）を市民との協働により実現するため、恵那市総合計画推進市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、総合計画の進行管理を行うとともに、基本計画の変更等重要な事項について市長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、30名以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域自治区から選出された者
- (2) 産業界関係者
- (3) 教育機関関係者
- (4) 金融機関関係者
- (5) 労働団体関係者
- (6) 関係行政機関を代表する者
- (7) 公共的団体を代表する者
- (8) その他市長が必要と認める者

一部改正〔平成27年告示144号・30年63号の10〕

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、1年を越えない範囲内で委員の任期を延長することができる。

一部改正〔平成27年告示144号・30年63号の10〕

(役員)

第5条 委員会に、会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成27年告示144号〕

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(部会の設置)

第7条 総合計画の進行管理に関し、委員会に部会を設置することができる。

2 部会に属すべき構成員は次に掲げる者のうちから会長が選任する。

(1) 委員会に属する委員

(2) 行政における施策実施責任者

(3) 専門的な識見を有する関係者

3 部会には部会長及び副部会長1名を置き、委員会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

一部改正〔平成27年告示144号・28年64号の3〕

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、まちづくり企画部企画課において処理する。

一部改正〔平成26年告示63号・28年64号の3・29年44号の1〕

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が定める。

追加〔平成27年告示144号〕

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第63号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月11日告示第144号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日告示第64号の3)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日告示第44号の1)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日告示第63号の10)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。